８監査第１２６号
令和８年７月６日

久留米市長　原口　新五　様

久留米市監査委員　　山　口　文　刀
久留米市監査委員　　樋　口　明　男
久留米市監査委員　　永　田　一　伸
久留米市監査委員　　秋　永　峰　子

令和７年度久留米市公営企業会計決算審査に関する意見の提出について

令和８年５月２６日付８財第１０７号をもって、地方公営企業法第３０条第２項の規定により審査に付された下記決算の審査をしましたので、その結果について別紙のとおり提出します。

記

令和７年度　久留米市水道事業会計決算

令和７年度　久留米市下水道事業会計決算

目　　次

第１　審査の種類 …… ８３
第２　審査の対象 …… ８３
第３　審査の着眼点・主な実施内容…… ８３
第４　審査の実施場所及び日程 …… ８３
第５　審査の結果 …… ８３

【水道事業会計】
１　事業の実績 …… ８４
２　予算の執行状況 …… ８６
３　経営成績（損益計算書）について …… ８９
４　財政状態（貸借対照表）について …… ９５
５　キャッシュ・フロー計算書について …… ９８
６　経営指標について …… ９９
７　審査結果の意見・講評 ……１０２

【下水道事業会計】
１　事業の実績 ……１０４
２　予算の執行状況 ……１０６
３　経営成績（損益計算書）について ……１０９
４　財政状態（貸借対照表）について ……１１６
５　キャッシュ・フロー計算書について ……１１９
６　経営指標について ……１２０
７　審査結果の意見・講評 ……１２３

〔審査資料〕
水道事業年次表（損益計算書）……１２５
水道事業年次表（貸借対照表）……１２６
水道事業経営分析表 ……１２８
下水道事業年次表（損益計算書）……１３１
下水道事業年次表（貸借対照表）……１３２
下水道事業経営分析表 ……１３４

（注）本意見書中における数値の表示及び符号の用法は次のとおりである。

1　意見書本文中に用いる金額は、原則として千円単位で表記している。
ただし、文章中においては、読みやすさを考慮し、億、万、千等の文字を用いて表記し、箇所によっては、表現上、億円又は万円単位の概数を用いているところがある。

2　文中に用いる金額は千円未満を、比率(%)及びその増減値は、小数点以下第1位未満を、四捨五入して表記している。

3　各表中の金額は、千円未満を四捨五入しているが、表中の合計値を優先するため、内訳金額については、端数整理を行って調整した数値を表示しているものがある。

4　各表中の比率については、表ごとに、その表における表示単位に基づいて表示された値を用いて算出し、小数点以下第1位未満を四捨五入している。
（そのため、公営企業会計の〔審査資料〕に表示される比率とは、必ずしも一致しないものがある。）

5　各表中の構成比率については、その表における表示単位に基づいて表示された値を用いて算出し、小数点以下第1位未満を四捨五入しているが、構成比の合計を「100」とするため、内訳比率については、端数整理を行って調整した数値を表示しているものがある。

6　上記の用法によりがたい数値については、箇所ごとに、それぞれ最も適すると思われる単位又は桁数を用いて表記している。（例：有収水量1㎥当たりの単価など）

7　各表中の符号の用法は次のとおりである。

⑴「0」　算式上0となるもの、又は、予算措置はなされていたが執行されなかったもの
⑵「0.0」　該当数値はあるが、単位未満のもの
⑶「－」　該当数値がないもの
⑷「△」　負数
⑸「皆増」　比率の対象となる該当数値がないもの又は「0」から増加したもの
⑹「皆減」　比率の対象となる該当数値がなくなったもの又は減少して「0」となったもの